

江別市生活困窮者自立支援事業実施要綱を次のように定める。

平成27年3月31日

江別市長 三 好 昇

## 江別市生活困窮者自立支援事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号。以下「法」という。）に基づき市が実施する生活困窮者自立支援事業（以下「支援事業」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(実施主体)

第2条 支援事業の実施主体は、市とする。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、法第5条第2項又は第7条第3項及び生活困窮者自立支援法施行規則（平成27年厚生労働省令第16号）第9条に規定する者に、支援事業の全部又は一部を委託することができる。

(事業内容)

第3条 市長は、市内に在住する生活困窮者を対象に、生活困窮者自立相談支援事業（以下「相談事業」という。）及び生活困窮者自立住居確保給付金の支給を実施するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、生活困窮者に対する課題の状況に応じ、法第7条第1項に規定する生活困窮者就労準備支援事業及び生活困窮者家計改善支援事業並びに同条第2項各号に規定する事業を実施することができる。

(支援調整会議)

第4条 市長又は相談事業を委託された者は、生活困窮者のうち支援を必要とする者に対する個別かつ具体的な支援の調整を図るため、支援を必要とする者、相談事業者その他の関係機関（法第2条第2項に規定する関係機関をいう。）による包括的な協議の場として支援調整会議を設置するものとする。

(関係機関との連携)

第5条 市長又は支援事業を委託された者は、生活困窮者の自立に向けた取組として、生活困窮者の早期把握及び社会資源の開発に向け、法第2条第2項に規定する関係機関以外に、地域における困窮者支援を行う機関とも緊密に連携を行うものとする。

(補則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、健康福祉部長が定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年10月1日から施行する。